

建設業法等における定義

1. 工事 建設業法等に定義なし

※建設業法における用例： この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。(建設業法第2条第1項)

出典	意味
広辞苑	土木・建築などの作業。「道路ー」「ー現場」
明鏡国語辞典	建築や土木の作業。「ー現場」
デジタル大辞泉	土木・建築などの実際の作業。「道路を工事する」「工事現場」
振動規制法 (昭和51年法律第64号)	この法律において「特定建設作業」とは、 <u>建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。</u>
会社計算規則 (平成18年法務省令第13号)	<u>工事契約 請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。</u>

2. 建設工事 定義：建設業法第2条第1項

○土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。

(例)土木一式工事、建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、電気工事、機械器具設置工事、・・・

3. 公共工事 定義：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項 ※公共工事の品質確保の促進に関する法律も同じ

○国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

(参考)建設業法において、技術者の専任配置が必要な工事として「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」、経審の受審が必要な工事として「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」が規定されている。

「建設工事」に含まれるもの、含まれないものの例

含まれるもの	含まれないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○国から発注されたダム¹の築造作業 ○地方自治体から発注された公民館の建築作業 ○維持管理(委託)として行われる、道路の補修作業 	<ul style="list-style-type: none"> ○土木工作物の建設に用いるプレキャスト製品製造 ○PFIで発注される運営業務(場合による) ○維持管理として行われる、除草作業、除雪作業 ○設計業務、監理業務

1. 施工 建設業法等に定義なし

※建設業法における用例： この法律は、(中略)建設工事の適正な施工を確保し、(中略)もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。(建設業法第1条)

出典	意味
広辞苑	工事を実施すること。「施工契約」
明鏡国語辞典 デジタル大辞泉	工事を行うこと。「地下鉄工事を施工する」

2. 設計 定義: 建築士法第2条第6項

- この法律で「設計図書」とは建築物の建築工事の実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書を、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。

3. 管理 建設業法等に定義なし

- 管轄し処理すること。良い状態を保つように処置すること。とりしきること。「健康一」「品質一」(出典: 広辞苑)
- その事務の目的に従って、これを処理し、又は執行すること。(出典: 法令用語辞典第9次改訂版)

※建設業法における用例

- ・許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者 (建設業法第7条第1号イ)
- ・建設業者は、(中略)当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。(建設業法第26条第1項)

4. 監理 建設業法等に定義なし

- 監督・管理すること。とりしまり。(出典: 広辞苑)
- ある人又はある機関の行為が、その遵守すべき義務に違反することがないかどうかを監視し、それが正しく行われるように指導統制すること。(出典: 法令用語辞典第9次改訂版)

※建設業法等における用例

- ・この法律で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう。(建築士法第2条第8号)
- ・発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、(中略)当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。(建設業法第26条第2項)

1. 「建設業者」の定義

○建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

第2条

3 この法律において「建設業者」とは、**第3条第1項の許可**を受けて**建設業**を営む者をいう。

建設工事の種類ごとに、特定建設業許可/一般建設業許可の別で許可が必要

※軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は許可が不要であるため、この者は「建設業者」ではない

元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、**建設工事**の完成を請け負う営業(法§2①)

土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるもの

2. 「建設業者」に含まれるもの、含まれないもの

含まれるもの	含まれないもの
<ul style="list-style-type: none">○公共発注者からダム築造工事を請け負ったゼネコン○地方自治体から道路舗装工事を請け負った専門工事業者○一般消費者から持ち家の建替え工事を請け負ったハウスメーカー	<ul style="list-style-type: none">○工場製品を製造する会社○CMR○除草作業を行うシルバー人材センター○建築士事務所

1. 定義

【技術者の定義】

- 建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、監理技術者や主任技術者を置かなければならないこととされている。

※建設業法第26条の3において、技術者の職務として「当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督」が規定されている。

【技能労働者の定義】

- 法令上、技能労働者の定義はなされていない。
- 労働力調査においては、「建設業の生産工程従事者、建設・採掘従事者、輸送・機械運転従事者」を技能者としており、平成28年時点で326万人とされている。

2. 技術者と技能労働者の違い

- 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者である。
- 一方、技術者とは施工管理を行う者であり、直接的な作業は原則行わない。

※10年以上の実務経験を有している者は技術者となることが可能であるため、結果として、技能労働者である個人が技術者としての役割を果たすこともあり得ることに留意する必要。

1. 建設業法上の規定

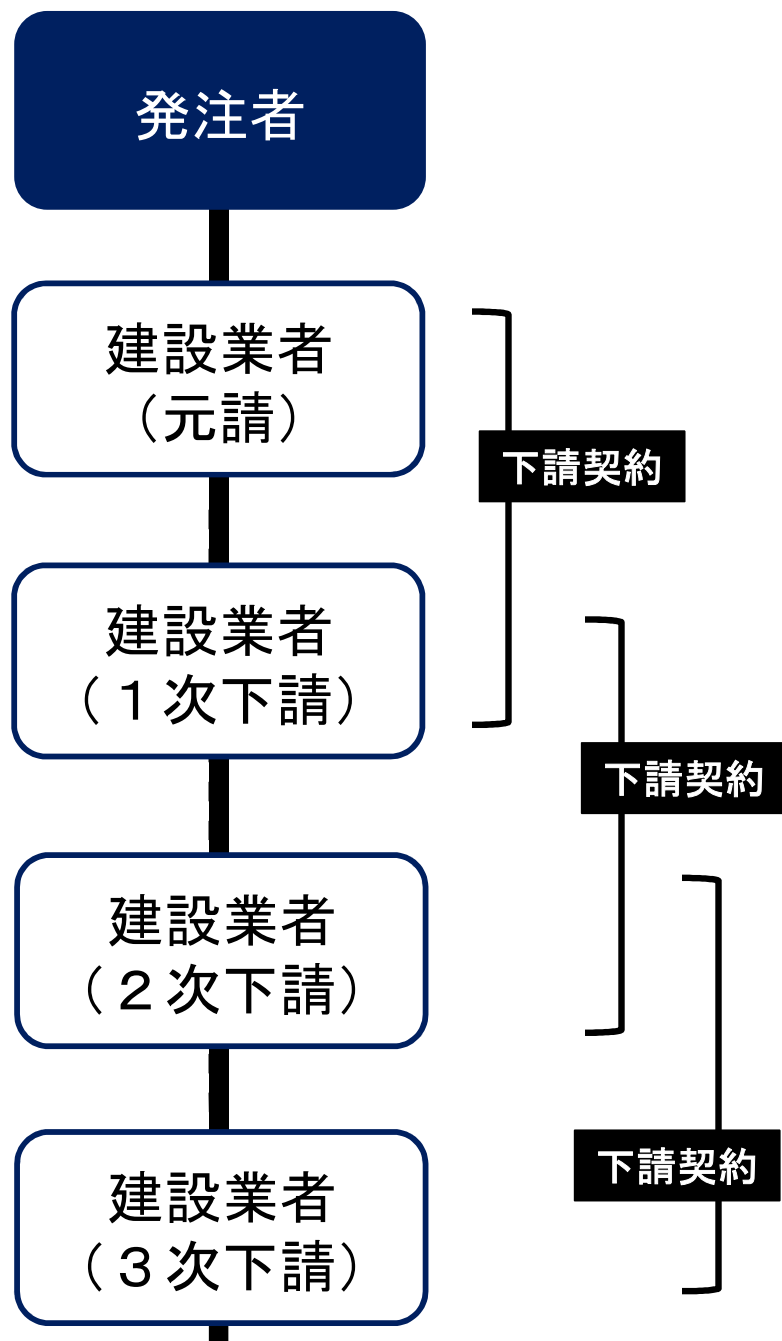
- 建設業法第24条の6において、元請で請けた特定建設業者に対し、下請が、建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定*に違反しないよう指導する努力義務が課せられている。

* :労働基準法(暴行等による強制労働の禁止、中間搾取の排除、賃金の支払い、15歳までの労働禁止、18歳までの者及び女性の坑内労働の禁止 等)
職業安定法(労働者供給事業の禁止、暴行及び虚偽広告等による職業紹介等の禁止 等)
労働安全衛生法(労働基準監督署等による労災防止のための措置命令 等)
労働者派遣法(建設業務に関する労働者派遣事業の禁止)

- また、建設業法第26条の3第2項は、「建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない」旨規定している。
- その他、経営事項審査の評価要素である技術的能力のひとつとして、建設業法施行規則第18条の3第2項において、「工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習(大臣の登録を受けた者、登録基幹技能者講習)を修了した者の数」が規定されている。現在、業界団体が行う33種類の基幹技能者講習が登録されている。

2. 品確法上の規定

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第10項において、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるよう配慮されなければならないこととされている。
- また、同法第8条第2項においても、受注者は、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならないこととされている。



発注者
＝建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の
注文者(建設業法 § 2⑤)

元請負人
＝それぞれの下請契約における注文者で
建設業者であるもの(法 § 2⑤)

下請負人
＝それぞれの下請契約における請負人(法 § 2⑤)

※下請契約＝建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と
他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部に
ついて締結される請負契約(法 § 2④)。
いわゆる元下契約、下下契約全てが「下請契約」となる。

※建設業法において「(発注者とは異なる)消費者」について触れられているのは、以下のとおり。

- ①建設業法の目的が「公共の福祉の増進に寄与すること」とされており、これには施設利用者や住民など広く消費者全般も含まれる。(法 § 1)
- ②発注者とエンドユーザーが異なる一定の工事(新築の集合住宅建設工事)は、一括下請負が全面的に禁止されている。(法 § 19③)

1. 建設業団体 定義:建設業法第27条の37

- 建設業に関する調査、研究、講習、指導、広報その他の建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの

2. 測量業者 定義:測量法第10条の3

- この法律において「測量業者」とは、第55条の5第1項の規定による登録を受けて**測量業**を営む者をいう。



基本測量、公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量を請け負う営業(測量法 § 10の2)

3. 建設コンサルタント 定義:公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第3号 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設業告示第717号)第2条第1項

- 土木建築に関する工事の設計若しくは監理若しくは土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負若しくは受託を業とする者で、国土交通省の建設コンサルタント登録簿に登録を受けた者

4. 地質調査業者 定義:地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)

- 地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うこと(地質調査)を請け負い、又は受託する営業(地質調査業)を営む者で、国土交通省の地質調査業者登録簿に登録を受けた者